

母子愛育事業功労者知事感謝状交付要綱

(平成13年10月29日健康福祉部長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、本県の母子愛育班活動に尽力した愛育班員及び育成者への感謝状の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(交付の基準)

第2条 感謝状は、本県の母子愛育事業に著しい功績があった愛育班員及び育成者に対して交付できるものとする。

(交付の方法)

第3条 交付は、知事が感謝状を授与して行う。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、感謝状について必要な事項は別に知事が定める。

附 則

この要綱は、平成13年10月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月30日から施行する。